

VI. 統 計 調 査

（区を経由する指定統計調査で、現在引続き実施されているもの及び今後実施予定のもの）

調査の名称（指定統計番号）	実施主体	調査方法	始 期	周 期	次 回 実 施 予 定
国 勢 調 査（ 1 ）	総務省	全 数	大正9年	5 年	平成22年10月1日
工 業 統 計 調 査（ 10 ）	経済産業省	全 数	明治42年	毎 年	平成20年12月31日
学 校 基 本 調 査（ 13 ）	文部科学省	全 数	昭和23年	毎 年	平成20年5月1日
住 宅・土 地 統 計 調 査（ 14 ）	総務省	抽 出	昭和23年	5 年	平成20年10月1日
商 業 統 計 調 査（ 23 ）	経済産業省	全 数	昭和27年	2～3年	未 定
農 林 業 セ ン サ ス（ 26 ）	農林水産省	全 数	昭和35年	5 年	平成22年2月1日
商 業 動 態 統 計 調 査（ 64 ）	経済産業省	抽 出	昭和28年	毎 月	毎 月 末 日
就 業 構 造 基 本 調 査（ 87 ）	総務省	抽 出	昭和31年	5 年	平成24年10月1日
全 国 消 費 実 態 調 査（ 97 ）	総務省	抽 出	昭和34年	5 年	平成21年9～11月
全 国 物 価 統 計 調 査（ 108 ）	総務省	抽 出	昭和42年	5 年	平成24年11月21日
経 済 セ ン サ ス	総務省 経済産業省	全 数	平成21年	5 年	平成21年7月1日 （ 予 定 ）

※ 指定統計調査……………
この国に於ける統計上の里委は、我が国の統計調査は、統計法第2条の規定に基づき総務大臣

が指定し、公示した統計をいい、統計法により被調査者に申告の義務を課す(5条)とともに、調査側に内容の秘密の保護(14条)、目的外使用の禁止(15条)、結果の公表義務(16条)などを課している。

「住宅・土地統計調査」…… 平成10年調査から土地関連の調査項目が追加され、「住宅統計調査」から改称された。

「工業統計調査」…………… 全数調査の年と特定年次の年(西暦年号末尾1, 2, 4, 6, 7, 9年)があり、特定年次の年は従業者4人以上の事業所が対象となる。

「経済センサス」……………と
平成21年7月1日現在を以て、住宅統計調査の調査対象を住宅の調査対象とする。調査の開始時期

て、平成21年に実施する予定となっている。平成21年調査は、事業所・企業の名称、所在地、従業者などを把握し、平成21年調査はこれらに加え、売上高などの住宅統計調査の調査対象を把握する。調査の開始時期

は、平成23年を起点として5年周期で実施する。

「経済センサス」の実施に伴い、事業所・企業統計調査(指定統計第2号)は廃止される。

調 査 の 目 的	調 査 事 項
我が国に住んでいるすべての人を対象とする国の最も基本的な調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにする。	人口及び世帯数、住居、人口の産業的構成、職業別構成など
工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策などの行政施策のための基礎資料を得る。	工場数、従業者数、製造品出荷額など
学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。	学校数、学級数、在学者数、教職員数など
我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする。	住宅・世帯の居住状況及び住宅・土地の所有関係など
商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国の商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得る。	商店数、従業者数、商品販売額、商品仕入額など
農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備する。	農家世帯員の状況、農業雇用労働、農業用地、農業生産物など
全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにする。	従業者数、販売額など
国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得る。	15歳以上の者の有業無業の別、仕事の種類、就業希望など
世帯を対象として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を調査する。	世帯の収入、支出、貯蓄、耐久消費財など
国民の消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金並びにこれらを取り扱う店舗の業態や経営形態などを調査し、物価の店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を明らかにする。	小売店舗、小売価格など
事業所及び企業の活動状態を調査し、産業、従業者規模等の基本的産業構造を全国及び地域的に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団名簿を整備する。	事業所の名称、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、経済活動の内容など